

<表1>規制対象施設に関する届出

(騒音・振動・条例全て同じ)

届出を必要とする場合		届出時期	添付書類
施設の設置 (様式第1号)	規制区域内において工場又は事業場（特定の施設が設置されていないものに限る。）に施設を設置する場合	設置の工事の開始の日の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場 周辺の見取図</li> <li>・対象施設の配置図（騒音にあっては騒音防止の、振動にあっては振動防止の方法を記入したもの）</li> </ul>
施設の使用 (様式第2号)	一の地域が規制区域となった際、現にその区域内において工場若しくは事業場に施設を設置している場合（設置の工事をしていない者を含む。）又は一の施設が特定の施設となった際、現に規制区域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定の施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している場合	当該地域が規制区域となった日又は当該施設が特定の施設となった日から30日以内	
施設の種類の数変更 (様式第3号)	施設の設置又は使用の届出をした者で、特定の施設の種類の数を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	
騒音または振動の防止の方法変更 (様式第4号)	施設の設置又は使用の届出をした者で、騒音の防止の方法を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	
氏名等の変更 (様式第6号)	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、若しくは工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合	変更があった日から30日以内	
施設の使用全廃 (様式第7号)	施設の設置又は使用の届出に係る特定の施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内	無し
施設の承継 (様式第8号)	施設の設置又は使用の届出をした者から、その届出に係る特定の施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合、又は相続、合併又は分割（その届出に係る特定の施設のすべてを承継させるものに限る。）があった場合	承継があった日から30日以内	
提出部数：2部			